

リビングニーズ特約付 がん団信

死亡 高度障がい
悪性新生物 リビングニーズ 夫婦連生
上乗せ金利 + 年0.1%

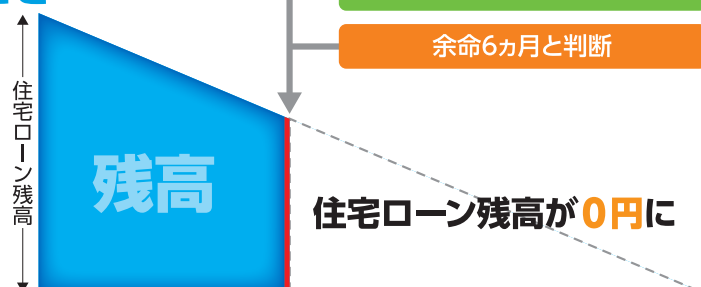
- 保険期間中に死亡、所定の高度障がい状態に該当されたときに保険金が支払われ、債務が返済されます。
- 保険期間中に初めて悪性新生物(*1)に罹患したと医師により診断確定されたときに保険金が支払われ、債務が返済されます。
- 余命6ヵ月以内と判断されるとき(*2)に保険金が支払われ、債務が返済されます。



万一の場合、悪性新生物と診断確定された場合の住宅ローンのご返済に安心を!

- 「死亡」または「高度障がい状態」に該当されたとき
- 悪性新生物(*1)と診断確定されたとき
- 「余命6ヵ月以内」と判断されるとき(*2)

住宅ローン残高が **0円**



お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。

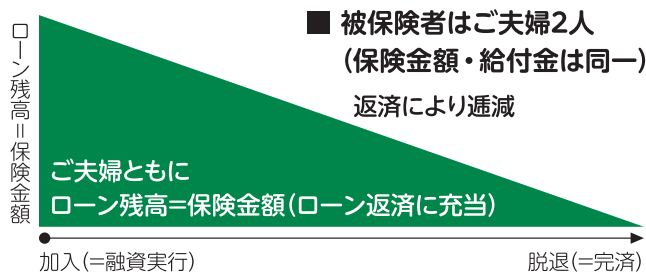
夫婦連生がん団信

上乗せ金利 + 年0.2%

例：借入金3,000万円、夫婦連生がん団信でご加入の場合 【保険金額のイメージ】



ご夫婦どちらかに万一の場合、
ローン残高0円に。



被保険者はご夫婦2人 (保険金額・給付金は同一)

ご夫婦のどちらかが死亡または所定の高度障がい状態になられた場合、悪性新生物(*1)と診断確定されたとき、余命6ヵ月以内と判断されるとき(*2)ローンは完済となります。

ご加入について

加入対象者	加入手続き
新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、生命保険会社が承諾した方がご加入いただけます。 ただし、以下に該当する場合は、ろうきん がん団信制度にはご加入いただけません。 ● がん（悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます）の既往歴のある方	「加入申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額（保険金額）が5,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」等をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります（診断書取得にかかる費用はお客さま（加入申込者）にご負担いただきます）。 ※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

(*1) 悪性新生物のうち、上皮内がん(子宮頸がん0期、食道上皮内がん、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、大腸の粘膜内がん等)、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては支払対象外です。

(*2) 余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。